参考資料４

大阪府障がい者雇用貢献企業（大阪府ハートフル企業）顕彰実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（以下

「条例」という。）第１５条第１項に基づき、障がい者の雇用の促進等に関し、特に

優れた取組をした事業主（以下「企業」という。）に対する顕彰の実施について必要

な事項を定めるものとする。

（区分）

第２条　この顕彰には、次の表彰区分を設けるものとする。

　一　ハートフル企業大賞

障がい者の雇用の促進に貢献し、功績が顕著である府内の企業を表彰する。

二　ハートフル企業チャレンジ応援賞

障がい者雇用の促進に関し先進的又は独自性に優れた取組みを行っている企業

を表彰する。

三　ハートフル企業教育貢献賞

障がいがある生徒の職場実習の受入れや雇用等、支援学校等に対して職業教育に

関する貢献が著しい府内の企業を表彰する。

（欠格事由）

第３条　選考時において、労働関係法規に違反又はこれに類する違反がある企業で、知

事が表彰することが適当でないと認められるものに対しては表彰しない。

（表彰の選考）

第４条　知事は、大阪府障がい者雇用貢献企業顕彰制度（大阪府ハートフル企業顕彰制

度）に応募した企業の中から、大阪府障がい者等の職場環境整備等支援組織認定等審

議会障がい者雇用貢献企業顕彰審査部会の意見を踏まえ、その功績が特に顕著である

と認められる企業を表彰する。

（表彰予定企業の数）

第５条　「ハートフル企業大賞」として表彰する企業の数は原則として１者、「ハート

フル企業チャレンジ応援賞」として表彰する企業の数は原則として２者以下、「ハー

トフル企業教育貢献賞」として表彰する企業の数は、原則として２者以下とする。

（表彰の時期）

第６条　表彰は、原則として、毎年12月に行う。

（表彰の方法）

第７条　表彰は、表彰状を授与して行う。

（被表彰企業の府民への周知）

第８条　被表彰企業については、広く府民に紹介し、周知に努めるものとする。

（細則）

第９条　この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

 この要領は、平成15年８月６日から実施する。

附　則

　この要領は、平成18年５月25日から実施する。

附　則

　この要領は、平成20年７月２日から実施する。

附　則

　この要領は、平成22年６月15日から実施する。

附　則

　この要領は、平成23年６月１日から実施する。

附　則

この要領は、平成24年４月26日から実施する。

附　則

　この要領は、平成25年４月22日から実施する。

附　則

　この要領は、平成26年６月27日から実施する。

附　則

　この要領は、平成28年７月22日から実施する。

　　　附　則

　この要領は、令和元年６月11日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、令和３年６月29日から施行する。